

久喜宮代衛生組合有料広告掲載基準

平成27年4月 1日

平成30年6月28日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、久喜宮代衛生組合有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成24年告示第36号。以下「要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、広告を掲載する場合の基準について必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 久喜宮代衛生組合の広報媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技・宝くじを除く。）に関する業種
- (5) たばこに関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 興信所・探偵事務所等
- (8) 結婚相談所及び交際紹介業
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (11) 法令等に違反している事業者
- (12) 事業所のある市町村における市町村民税（法人の場合は法人市町村民税）の滞納がある事業者
- (13) 規制の対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(掲載の要件にかかる基準)

第5条 要綱第2条各号に定める掲載の要件にかかる基準については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 衛生組合の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるものとは、おおむね次のとおりとする。
 - ① あたかも衛生組合が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - ア 衛生組合の事業名その他これらに類似する表現を使用するもの
例：ノーレジ袋キャンペーン推奨の・・・ 衛生組合ご用達の・・・
 - イ 過剰な表現を用いた広告又は他社製品若しくは価格等の比較を行うもの
例：衛生組合管内で一番〇〇 〇〇屋より安い 〇〇屋はまずい
1ヶ月で確実にマスターできる これですべて絶対合格！

ウ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」

② 市民及び町民の生活上、好ましくないと認められるもの

ア 品質表示に誇張があり、人体への影響が定まっていない科学的根拠のない飲食物及び健康器具

例：ガンに効く 10日間でやせられる健康器具

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律で、風俗営業と規定される業種であるものとは、次のとおりとする。

① 風俗営業、接待飲食営業、性風俗関連特殊営業に該当する営業

ア キャバレー、ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業

イ 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業

ウ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(アに該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けてその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)

エ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの

オ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平米メートル以下である客席を設けて営むもの

カ まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

キ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業

(3) 貸金業の規則等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業であるものとは、次のとおりとする。

例：消費者金融 通称サラ金

① 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他に類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国又は地方公共団体が行うもの

イ 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

例：銀行 信用金庫 JA

ウ 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

エ 事業主がその従業員に対して行うもの

オ 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

例：各種共済組合など

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するものとは、おおむね次のとおりとする。

① 政治活動及び宗教活動に関するもの

ア 公職選挙法に抵触するおそれのあるもの

- イ 政党等の講演会等の開催広告、その他政党名等が入っているもの
- ウ 寺社や宗教名等を用いて行われる布教、義捐金活動に関するもの
- ② 意見広告に関するもの
 - ア 自らの主義主張を述べているようなもの
- ③ 個人の宣伝に関するもの
 - ア 個人の氏名、住所等、純粹に自己紹介しているもの
 - イ 祝典や記念日などに、これに賛同、祝福する会社や個人が社名や個人名を名刺風にして連ねて掲載した名刺広告及びこれに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものとは、おおむね次のとおりとする。
 - ア 社会の法秩序を乱し、市民生活の安定を損なうおそれのあるもの
 - イ 個人又は他企業を誹謗中傷若しくは排斥するもの
 - ウ 過激な表現及びいかげわしい表現のもの
 - エ 人権侵害、名誉棄損、各種差別的なもの
 - オ 裸体姿や暴力、犯罪を肯定し助長するなど、青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
 - カ 残虐な描写など嫌悪感を抱かせるもの
 - キ 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ク 肖像権や著作権を無断で使用したもの
 - ケ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するもの
 - コ 法令等で認められていない業種・商法に関するもの
 - サ 国家資格等に基づかない者が行う療法に関するもの
 - シ 衛生組合の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - セ 社会的に不適切なもの
 - ソ 国際世論が大きく分かれているもの
- (6) 求人広告又はこれに類するものとは、次のとおりとする。
 - ア 人材募集広告
 - イ 売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるもの
- (7) その他掲載することが適当でないと管理者が認めるものとは、次のとおりとする。
 - ア 虚偽の内容を表示するもの
 - イ 責任の所在が明らかでないもの
 - ウ 赤、黄などの原色、蛍光色、発光塗料など派手で品のない色使いやデザインのもの
 - エ 広告の内容や実態が明確でないもの
 - オ 出資者、出資金を募集するもの
 - カ 土地・建物の個別の商品、サービスの説明若しくは売買紹介に関する記載のあるもの
 - キ 商品・材料及び機材の売りつけを目的としたもの

(WEBページに関する基準)

第6条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第7条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、業務課減量推進係又は広報選定審

査会（以下「審査者」という。）が次の各項目について検討し、判断することとする。医療、老人保健施設、選挙、墓地等に関する表示内容及び消費者関連法に基づく表示基準については、広告主に関係機関からの確認の証明書等を提出させる。審査者が、内容を検討した上で、内容の訂正・削除等が必要と判断した場合には、審査者は広告主に対して内容の訂正・削除を依頼するものとする。広告主は、審査者からの依頼があった場合には、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

(1) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：1か月で確実にマスターできる 等

(2) 学習塾・予備校等（専門学校を含む）

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

(3) 外国大学の日本校

下記の趣旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(4) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院、診療所、助産所

ア 医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べるとはできない。

オ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。

カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。

(7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内

容についての了解を得ること。

(8) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

(9) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

① サービス全般（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：久喜市事業受託事業者 等

② 有料老人ホーム

①に規定するものを準用するほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

③ 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(10) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 個別の不動産売買や賃貸にかかる広告は掲載しない。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(11) 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(12) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

(13) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(14) 雑誌・週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵

- 害するような表現がないものであること。
- オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は表示しない。
- ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
- (15) 映画・興業等
- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- オ ショッキングなデザインは使用しない。
- カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- (16) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するのは掲載しない。
- (17) 募金等
- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- イ 下記の主旨を明確に表示すること。
「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
- (18) 質屋・チケット等再販売業
- ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等
- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (19) トランクルーム及び貸し収納業者
- ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
- イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。
「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等
- (20) ダイアルサービス
- “ダイアルQ2”のほか各種のダイアルサービスは掲載しない。
- (21) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告
- 本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。
- (22) その他、表示について注意を要すること
- ア 割引価格の表示
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- イ 比較広告（根拠となる資料が必要）
主張する内容が客観的に実証されていること。
- ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。ただし、WEBページに掲載する広告については、要綱別表第2に規定する規格内での記載が困難な場合は、記載を省略することができる。

連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。

また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権・著作権

無断使用がない旨の証明書類等を広告主に提出させる。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会からの証明書類等を広告主に提出させる。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態にかかる証明書類等を広告主に提出させる。

ク アルコール飲料

① 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

② 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等